# 中国における新教育確立期の族群教育政策に関する考察

孫儀

# はじめに

中国の少数民族の文化保全と教育に関する問題は、経済の発展と共に世界的に注目されている。現代中国における少数民族は移民によるものではない。本土 13 億の国民は、56 の民族で構成されている。また 1949 年新中国成立以来、総合的な識字率は信頼できる統計がないので、推定は困難であるといわれているが、研究者の中では「革命時の中国では全人口(約 6 億人)の  $10 \sim 15\%$  しか読み書きができず」(1) という数字が挙げられている。

1982 年に採択した憲法によると、中華人民共和国は、国内のすべての族群人民によって、共同で作り上げられた「多民族統一国家」であると規定されている。中国世界民族研究会の名誉理事長費孝通(故)教授は、中国語の「民族」と欧州の「ネーション」(「民族」)と翻訳され)の差異を次のように説明している。前者は、各発展段階にある種族に適用されるが、後者は西欧における族群国家の隆盛に関し用いられている<sup>(2)</sup>、中国の長い歴史は、多様な民族の「隆盛」と衰退、定着と移住、統合と分離の複雑なパターンと考えることができると述べ、いわゆる「多元一体」説に立脚している。このような民族対立と融合という歴史的な観点に立って、元中国近代史研究所長の故範文澜氏は、中国最大の民族である漢族は疑いも無く「多くの族群の混合したもの」と結論付けている<sup>(3)</sup>。漢族を除いて55の少数族群の分布は広く、発展の面では国内において東西の格差が激しい。社会主義期の族群問題は政治、文化、宗教など他の社会問題と一緒になっており、複雑性と多様性をその特徴としている。本論文の族群政策範囲は漢族を除く55の族群とする。

本論文の目的は社会の発展とともに中央政府が出した、国民を統合のための総合的な教育政策は妥当かどうかを明らかにすることにある。識字、書くことの意義、「書けば書くほど、書くことが素晴らしいと感じることが分かった」と、社会的弱者へのエンパワーメント<sup>(4)</sup>、またはその反面エリート層の養成に携わる教科内容を比較しながら、識字用語、すなわち共通語を「北京語」と指定する政府の国民統合政策(integration)としての教育政策の問題点と課題を論じたい。それは歴史的な族群問題として政府が打ち出した政策であったが、地域によって、すぐに解決できるところではなかった。解決の鍵が、教育問題にあると考え、本文では族群教育政策を分析する。中央政府が出した族群政策が慰撫政策と言われない為には、族群生活の改善に本当に意義があり、漢民族だけでなく、全体的に生活の質、健康衛生知識を改善する必要があり、中心部の人々同様の豊かさを達成する政策でなけれ

ばならない。教学用語の二言語、三言語政策により、族群出身者は北京語を持ちながら、エンパワーメントによって発展できるのではないか、母語教育をやっていくうちに徹底していないところがあるのではないか、伝統や文化が失われている可能性があるのではないかを実証したい。民族語を尊重して発展できる、教育の可能性について論じたい。族群問題の概況を明らかにするために、政府はその問題に対応する族群教育政策の問題点はどこにあるか、課題はどこにあるかを把握する必要がある。

この分野に関する先行研究としては、大原信一『中国の識字運動』(1997)がある。そこでは 1920年代以降の非識字者の社会背景、歴史や実態に関する多くの検討がなされている。または、小林哲也・江淵一公編『多文化教育の比較研究-教育における文化的同化と多様化』(九州出版社 1993)では中華人民共和国における少数民族問題、とりわけ少数民族教育の理念、原型、歴史について言及されており、族群教育の妥当性には触れなかった。本論文は新中国の社会教育と学校教育の役割、政府の国民統合教育政策の一環という視点から、本論を二部構成で、族群問題、政府がそれに対応して出した政策、各発展段階における族群教育政策の任務と方向を探りながら、生活識字程度から学習識字への歴史的な研究、変化、実施状況について時代ごとに検証する。

### 1 族群問題の概況

族群問題は歴史の範疇に属している。族群などの共同体が生まれ、発展、滅亡の長い歴史の過程の中で、族群差別を含めて全ての問題と関係する。中国で通常いうところの「民族」の意味は広い。つまり、大もしくは小の集団居住地域をもち、自己の特徴をもつエスニック・グループ(族体)は、その発展レベルや歴史的段階の如何にかかわらず、習慣上すべてこれを「民族」と呼ぶ。このことについて毛里和子氏は、次のように解説している。厳密に言えば、「民族」というのは近代資本主義が生み出した概念なのであるから、原始共同体段階の部落や部族を「民族」というのはおかしい。にもかかわらず中国ではすべてを「民族」と括るのである。漢族は現代中国における 56 族群の中の最大規模の1 民族であり、その他 55 の少数族群は、漢族が 9 割を占めるのに対し、少数であるために「少数族群」(5)と称され、その存在は 1952 年の民族識別工作により "創られた" ものである (6)。

#### 1) 族群の概況

55の族群のうち、最大規模の人口をもつのはチワン(壮)族の1556万人であり、広西チワン族自治区にその約9割が居住している。次いで満族の985万人、回族の861万人と続く。少数民族の分布状況は広大であり、内モンゴル、新疆、チベット、寧夏、広西、雲南、四川、黒竜江、海南、福建等19の省・自治区に分布し、国土の6割にも及んでいる。その特徴としては、同一民族の小集落が広範囲に散在し、他の族群の集落と混在しているという「大雑居・小聚居」があり、国境周辺に居住している。国境線は約2万キロだが、族群居住地域はそのうち実に1.9万キロを占める。国内での東西貧困格差が大きいことは世界中に知られている。それらの族群居住地域は広大とはいえ、山地や高原、草原、森林が多く、更に寒暖のかたよりがあり、農耕適地に乏しいなど厳しい自然環境となっている

が、同時に牧場、森林、鉱山、水源などの天然資源が非常に豊かな地域でもある。

また、族群族居住地域は国境周辺ということから極めて重要な国防要地のみならず、隣接国との経済・文化交流の窓口となっている。中には国境地域では、30 あまりの少数民族が、隣接国の人々と同一民族に属しており、彼らは隣接国との間に、伝統的かつ密接な友好・経済関係を維持している。一方でこれらの地域は、中央が権力を十分及ぼしかねる辺境であるだけに、反体制的運動の拠点になりやすいという公安上の問題も潜在している。このことからも少数民族地域が安定して繁栄してはじめて、中国全土の安定と繁栄が保障されると言える。

中国の民族政策は、清朝期には中華的世界秩序の下に行われていたが、西南地域では少数民族の首長に世襲制官僚による間接統治が行われており、その後世襲性を改めて、「改土帰流」<sup>(7)</sup>により漢族文化へ、より近代化の道へ導いた。そして民国期以降、政府は多民族を承認する一方で「中華民族」としての統一を図ろうとし、現代中国も「統一的な多民族国家」とする国の長期ビジョンであることが明らかになった。本論文では後者、新時期における政策について考察する。

社会主義期の族群問題を解決する為に、その生存権・発展権を基本の権利として活かしつつ、経済発展、生活改善することが族群地区の人々の切実な願いである。例えば1994年の全国594個国家級貧困県の中で西部族群は392個にも達しており<sup>(8)</sup>、全国の貧困指数の2.43倍であった。2002年の時点で都市部の収入を基準にすると、東西部の格差は2倍程度で、農村部では5倍程度であることが判明した。教育資源が不足しているため、社会の発展と共にこの格差は広がっている局面に臨む。

経済発展の格差,知識発展の格差,総合発展の格差から検証すると,東部地区との格差が激しい。知識の面では知識資源が不足し,重労働(鉱山開発)者の知識量が低く,目標に達成するまで時間がかかる上,低収入者が多いとの二重のハンディがあり,格差が拡大しているのが現実である<sup>(9)</sup>。それを解消するために,族群政策,族群教育政策を実施する必要がある。

### 2) 族群問題に対して政府が出した政策, 族群教育にかかわる政策を中心に

この族群問題いわゆる経済,政治,宗教などの問題について,中央政府は相当力を入れていた。政策の面で時代を区切って総合的な政策が打ち出されている。

### 2)-1 具体的な政策

1949年以来,社会主義時期の初期段階では歴史的・地理的要因により,多民族国家としての中国には,もとより地域ごとに経済発展の不均衡状況があり,格差が著しい。この項で時代ごとに国家最高行政機構国務院と政務院,財政部で次のように実施された政策を俎上に載せ,族群問題に対応して次のような族群政策を取っている(10)。

①族群自治地方の人民代表大会は地元の族群の政治,経済,文化の特徴に基づいて,自治条例と単行条例を制定する立法権を持つことになった。自治区の自治条例と単行条例は全国人民代表大会常任委員会の承認を経て発効する。法律法規の頒布は、自治区の教育自由発展権利と族群教育基礎教育の

発展を法的保障しうる。建国以来、国務院は『民族区域自治法』と『城市民族工作条例』を実施し、1984年には『民族区域自治法』において地方の教育企画、学校の設置、学制、教学内容、教学用語と学生の募集の自主権を明確にした。同時に、『教育法』、『教師法』、『職業教育法』、『義務教育法』及び『中国教育改革和発展綱要』など法規条文にも、族群教育の内容に関する規定が明記され、政策指導と法律保障がなされた。

- ②上級国家機関の決議,決定命令,指示が族群地方の実状に合わない場合,自治機関は上級国家機関の承認を得て,変則的に執行するか,または執行を停止することができる。すなわち,行政権を獲得した。1949年に中央民族事務委員会が設立され,民族教育事務の機構は文教司(11)の教育組に所属する。1952年政務院が頒布した『関与建立民族教育行政機構的決定』では教育部は民族教育司,各地教育行政部門内の民族行政機構の増設も要請され,少数族群の教育事業に服務することとなった。また,1965年に文教司が文化司と教育司に分けられ,教育司は直接民族教育事務に携わることとなった。1998年国務院は国家民族事務委員会職能配置機構と人員編成規定について,次のような通知を出した,それは,「教育司の職責は国家教育改革発展の全体企画の下で,民族教育改革発展を重視し,民族教育に関する政策法規と企画に力を入れること,民族地域の教育支援と教育扶助に全面協力すること」であったと明記された。
- ③族群自治地方の自治機関は自族群,自地方の特徴と必要に応じて、経済建設の方針、政策、計画を策定することができるようになった、すなわち、生産関係を合理的に調整し、経済管理体制を改革し、国務院の承認を得て族群自治地方は対外貿易通関所を設け、対外貿易を行うことができるようになった、このようなことは、族群自治地方に対する優遇政策である。
  - ④自治地方に属する財政収入は自治機関が自主的に使用することができようになった。
  - ⑤国務院の承認を得て、社会治安を維持する為の公安部隊を組織することになった。
- ⑥族群自治地方の自治機関は必要に応じて、各種の措置を取って、地元の族群の中から各級幹部及び高級管理·経営人材、専門的人材と技術労働者を大量に養成し、かつ少数族群女性の中からも各種人材を養成するようになった。
- ⑦族群自治地方の自治機関は職務を執行するとき、自族群の自治条例の規定により地元の一種またはいくつかの言語・文字を使用できるようになった。
- ⑧ 科学研究と学術交流などを積極的に促進させ、各種学校を開設し、地元の教育計画、学校の設立、学制、学校運営形式、教育内容、教育用語、学生募集方法を決めることができるようになった。さらに、自主的に族群の特色を持つ文学、芸術、報道、出版、放送、映画、テレビなどの族群文化事業を発展させ、自主的に地元の科学技術発展計画を決定し、科学技術知識を普及させ、族群の伝統的文化、古跡と貴重な文物を保護し、族群の優秀な文化を発揚することができるようになった。
  - ⑨国は族群に役立つ経験を参考とし、あらゆる面で積極的に扶助する。

以上は主な族群政策は、族群自治法によって、自ら立法権、行政権、発展権、財政管理権などを利用し、族群問題を解決しよう、族群教育を近代化にしようとする政策が見えてきた。

#### 2)-2 政策実施後の成果

前項に掲げた族群政策の結果、次のような成果が認められている。

- ①民族基礎教育スタート点が低く,基礎が薄弱な状況に対して,1949年以来政府は民族教育に扶助政策を実施した。早期財政が困難の状況で,少数民族は毎年国家による既定の教育経費の外,民族特有な補助経費が享受できる。1953年教育部は『関与少数民族教育補助費使用範囲的指示』でその補助費の用途と範囲を既定し、民族地域の教育経費を保証する。
- ② 1960 年代から 1970 年代は周知のように文化大革命の原因で教育全般が打撃を被った。1980 年代後,国家財政体制改革より,族群教育経費は省,自治区に使用権を握られ,1983 年の再改革により,基礎教育は地方学校作り体制が実施された。少数民族地域の特殊状況を考えて,1985 年から,国は毎年一億元を小学校の普及専門補助金として出すことになった。辺境地域の貧困山区の学校作り経費として使われ、中には新疆、内モンゴルなど八大少数民族省、区の経費は5割以上である。
- ③ 1990年,財政部は毎年さらに2000万元の経費を少数民族地域教育発展の補助経費として出した。1992年『関与加強民族教育工作若干問題的意見』で国は教育の公平のために三つの経費用途を指定した。すなわち民族地区起動基金,辺境地区事業建設補助費,不発達地区発展資金としての利用である。国が重点実施した計画には「希望工程」,「春蕾計画」などがあり,社会の力を借りて,資金集め活動を行い,民族地域の基礎教育経費不足の現状を補った。1993年,国務院は『関与印発中国教育改革和発展綱要的通知』で民族地域の教育経費を再追加することを明記し,教育の均衡の出発点で遅れた地域に傾斜政策を実施すすることが規定された。1995年,「貧困地区義務教育工程」用専門補助金39億元(プラス地方への投入金計100億元)が投入された。1997年には「国家義務教育助学金」を設定し,四年間で1.3億元を貧困家庭児童の再入学に使用した。1998年には少数民族の主な9省区に起動され資金およそ22億元であった。

国が実施した一連の政策により、族群問題中最も厳しい状況に置かれた族群教育問題は改善した。 入学率、進学率が極めて低いこと現状から 1990 年に、総人口のうち 6 歳からの教育を受けた平均年 数は 6.26 年であり、漢民族 6.34 年に対し、少数族群は 5.28 年になった。さらに 2008 年 10 月の時点で、 全国初めて義務教育の教育費全免普及率が 100%に達した。義務教育段階の小学校の入学率は 2008 年の時点で 99.4%に達した。中学校の入学率は 2008 年の時点では 83.4%、東部地域では 90.6%に達 している (12)。政府が義務教育の普及に力を入れていることが分かった。経済面も電気・電信・イン ターネットなどが通じることになった、現代社会のあらゆる面で改善しつつであると判明した。

族群概況の中で、族群問題点がいくつか例挙された。主には以下の三点である。一つ目は国土が広く、人口集散不定であること、二つ目はおかれた環境が厳しいこと、三つ目は歴史の原因で発展が遅れている地域が多いこと。この一連の問題を解決するために、教育はとても大切だと考える。族群政策中の族群教育政策に焦点を合わせて論じたい。

# 2 戦後の族群教育政策

「族群教育」は国で行っている政策の一つである。民国時代は、国民政府時期の「辺疆教育」である。 辺疆教育は国民政府の政治的・文化的・国防的ニーズに応じて、抗日戦争時期に提出されたもので、 国防辺境地区の教育である。族群教育の改善は族群問題を解決する一つの方法であると考えられる。 中国の族群教育は、範囲で言うと、漢民族以外の55の族群全員を対象に実施する教育である。政府 は族群教育の発展は族群人口の素質の面、族群地区の経済文化の発展、族群団結において重要な役割 が果たしていると考えている。建国以来、中国の族群教育事業は文革(1966 – 1976)を境界線に区 切って、およそ4つの段階を辿って来て、4つの時代の政策特徴、また、族群問題にきちんと対応す ることができるかどうかを検証したい。

### 1) 中国族群教育発展の初期段階(1949~1966年)

族群教育の重点は中国族群教育の実践基礎と実施時期基礎となった教育政策である。1949 ~ 1957 年までの旧教育改革を中心に、新教育を確立する時期である族群教育政策を考察していく。

1949年9月29日中国人民政治協商会議で「中華人民共和国の文化教育は新民主主義、民族、科学、大衆のための文化教育である。……,人民に奉仕する思想の発揚を重要任務とする」と規定し、旧教育制度・内容及び教授方法の改革に迫った。または「人民政府は全国各少数族群の政治、経済、文化教育事業に扶助する」精神を伝達した。当時全国の非識字率は80%を上回った。国家の建設に役立たない旧制大学を廃止し、文理総合系大学、多科を持つ単科大学、高等専門学校の体系とした。明確な人材養成目標を持つ新制大学に改めた。中国の現状で多額の教育費を出すことは不可能なため、陶行知の「教育救国論」、「平民教育運動」の思想に基づき識字人口の質の向上を目指していくことである。1950年に政務院が「少数族群幹部養成する試行方案」で教育政策は二言語政策を打ち出した。二言語政策によって、母語とする初等教育段階の教学用語、中等教育段階から北京語を中心とするのは一般的なパターンである。族群の伝統と文化が少しずつ失われた傾向が呈した。

「人口の80%以上の非識字者を無くすことは新中国建設の必要条件である」と毛沢東は指摘し(「連合政府論」1949),10月に辺区政府を母体とする華北,華東人民政府は「一九四九年冬学運動実施綱要」を出して冬学を実施した。

冬学の実施内容政治教育、生産教育、文化教育であった。文化教育とは、識字・書字・珠算または 筆算・科学知識・衛生知識を教え、迷信思想を駆逐しようとするものであった。青年に対して識字普 遍化を計画的重点的に行い、指定地区では三年以内に25歳以下の青年が常用字千字を覚え、地方の 新聞や通俗的読物が読め、簡単な手紙が書け、記帳計算ができるようになることを求めた。国を挙げ て文化学習への取り組みが始まった。だが、一冬かけて平均して200~300字の漢字を覚えることが できるが、これだけでは不十分で本も読めなく、農民業余学校、夜間学校、民間学校できたまでに、 一冬かけて養成された大部分は「半識字」の程度であった。当時使用した教材の一つは民国時代で編 集した『平民千字課』<sup>(13)</sup>総合4冊である。当時、中国各地で平民教育のメイン教科書となっていた。 民国時代のモノでしたが、新中国が設立後、政治的な内容は若干変えられた。

この時期は、特に1957年~1966年までの教育大改革及び大調整時期であり、下記は58年から60年を中心に学校運営状況を考察していく。

新中国の設立当初は五カ年計画発足の初期にあたる。基礎確立の時期であって、教育は国家建設の要求に合致しなければならない。しかしこの国は労働者と農民(工農)を基礎とする人民の国であるから、その教育も労働者と農民を主体とし、読み書き能力を与える識字教育の重要性を確認し、1950年を準備期間とし、1951年から全国に識字運動を進めることを決めた(1949年12月、全国教育工作会議)。教育にも人材養成をメインに、特に中、高等の技術者を養成する教育機関に重点がおかれ、これも当時学校教師の養成に必要な高等師範学校の拡充増強が重視されていると考えられる。

1950年11月24日政務院政務会議は「少数民族幹部養成思考方案」及び「中央民族学院設立試行方案」を批准し、公布し、600億元を予算とし、北京中央、民族学院以外に西北、西南、中南に八つの中央民族学院分院を開設した。当時これらの民族学院には、55の族群代表する三千名の族群学生が各所属族群の興亡を荷って政治、文化の学習に没頭していた。

授業の内容は主に、中央民族大学は、ア)各民族の高級、中級幹部の養成、イ)中国少数民族問題、各民族の言語、歴史、社会経済の研究、紹介および、ウ)少数民族関係の出版物の編集、翻訳の組織と指導の三つの任務を持ち、短期政治訓練班としての軍政幹部訓練班と本科に分かれた、本科には政治系と語文系となる。その以外に研究部もあって専門の研究室が作られている。戦後政策として実施された。民族学院の学習機関は、養成訓練班は4ヶ月~6ヶ月、本科は政治系、語文系とも二年間となっている。当時の目標は社会主義国家に到達せしめることであり、過渡期である。

1958 年~1960 年の三年間に多種多様な学校運営が提唱され、多方面で学校運営ブームが沸き起こった。1958 年「民族融和風」、「社会主義思想に目覚め、かつ教養を具えた労働者」育成ため、生産時間を教育計画に取り入れた、「大躍進」に合せて、教師、学生が農村に下放された。正常な教育活動に影響を及ぼした。中央政府の非識字者への貢献は、注音字母の改進であった。1958 年 2 月 11日に第一回全国人民代表大会第五次会義に正式に公布され、1958 年の秋から小学校は漢語 PINYINを使用するという《汉语拼音方案》(漢語ピンイン法案)が通った。全国各地で「ピンイン掃盲」(14)を展開し、「未完成の歴史的任務」というスローガンまで広がり、識字運動が新しい段階を迎えた。1964 年に「半工半読」のシステムより、人材育成に役立った。

この初期段階での主要任務は非識字者を最大限になくすこと,教育に人材養成に重点を置かれ教育機関を拡充すること,族群地域の幹部養成することである。非正規や正規な教育活動を活発した初期段階であった。

#### 2) 「文化大革命」による教育の破壊時期(1966~1976年)

10年間文化大革命で教育界は真っ先に槍玉にあげられ、学校の指導幹部は「反動分子」「反革命」、

「反動的学術権威者」等と批判され、闘争による差し押さえ、家財没収、労働改造が行われ、外国へ 亡命した学者や牢屋に入れされた知識人が少なくない。

この10年間に中国の教育は大きな打撃を受けた。民族に二種類の文字を作るのは民族内部の団結と共同の発展に不利だとして、数多くの民族言語文字が廃止され、同一族群のなかの強い民族用語しか残されなかった。その背後には、いかなる民族の言語も将来発展して統一の共通語を形成するのであり、少数民族語の発展は統一文字の発展によってのみ可能となり、方言文字を発展させるべきではない。そうでなければ、自民族の言語と文字の統一的な発展を妨げ、自民族が統一された社会主義民族となることを妨げる……という教条主義であった(15)。58年以来の「民族融合風」「民族文字無用論」民族用語の「突然変化」、「漢語への直接移行」などの論調が強まると、各族群の文字の試行事業を次々に中止し、民族用語のラジオ放送も打ちとめにした。中央では張春橋(文革中の四人組の一人)が、モンゴル、チベット、ウイグル、カザフ、朝鮮族の文字は当面使っておくとして、ほかの民族文字の使用についてはもう取り上げないと公言したともいう。民族文字で書かれた文献や資料が大量に焼却され、民族語事業に携わる職員は転職か、下放させられた。

学校は一年ないし5年も授業を停止された。大学の学生募集は5年間,大学院生は12年間,留学生派遣は6年間停止された。大学は45校が廃止され,43校が合併された,17校が中等専門学校に改称された。10年間大学院生10万人,大学生と高等専門学生は100万人,中等専門学生200万人の学生が減少したため,その後,人材不足を招き,経済発展にも重大な悪影響を与える結果となった。新中国の教育界,族群教育事業にも致命的なダメージであった。

政府は、この十年間、族群教育への政策を実施することはほとんど不可能であった。さらに、族群 伝統、文化を破壊的、壊滅的な悪影響を免れなかった。

# 3) 改革開放の新時期(1976~1997年)

特に 1978年~ 1984年, 族群教育政策を是正し,徐々に回復,発展の段階。(文革後名誉回復をしつつある段階),80年代中期~現在,族群教育の深化改革,加速発展の段階となり,特に第 11回 3中全会<sup>(16)</sup>が開かれてからの 20年間は中国の族群教育発展の最盛期であった。

1976年「四人組」打倒後,77年8月鄧小平が教育関係者たちの名誉を回復することに決め,「教育本質」(17)の大論争は,社会主義建設における教育のあるべき地位と役割を明確した。学校の再興と発展に関しては一般高等教育機関と中等教育機関が最も速かった。この時期は生産請け負う制が実施され、農・工業が急速に発展したため、一部の家は子供のお手伝いをさせ、工場で働かせることにより不登校の子供が多く、就学率が低かった。教育法の不備、管理体制の欠陥により、退学率が急速に上った。1980年「族群教育事業の意見」、1983年「少数族群地区宗教学校教育妨げる問題意見」、1984年「族群区域自治法」、族群地区の族群教育事業を起こす自主権を与える。全国各地族群師範学校を設立し、今日の確保に力を入れた。特に二言語を話せる教師を養成対象とする。1986年義務教育法の公布以来、国民の生活レベルの向上などの実現によって、少しずつ改善された。この一連の政策の中で

「調整,改革,整頓,向上」を方針に族群教育事業の発展に拍車をかけた。1990年以来,中央政府は毎年族群教育事業に2000万元専用補助金を出した。「八五」<sup>(18)</sup>期間はこのプロジェクトが大きくなっていった。「十五」期間では政府は中小学助学金,雑費,教材費,寄宿費免除,生活補助費など様々な政策を実施し族群出身の学生が就学することを確保した。族群選考人材を養成するため,本科と院生を取るとき政策上では相変わらず優遇政策と取る。このような政策を明らかにし,族群に基本的なエンパワーメントを実施することによって,教育を普及していく。

### 4) 教育の総合改革の展開期(1997~現在)

ア 「9 年義務教育」普及に力を入れる。全国を三つの地域に分け、1996 年に第一地域の九省が目標にし、義務教育人口の半分をカバーした。第二地域は十二省で1998 年に65%に達し、そのほかの10%の地域では「6 年義務教育」、5%の地域では「4 年義務教育」の実現を目指した。

イ 中等教育構成,普通高校の教育の構成にも改革し,職業訓練を重視するようになって,社会に 適応できる訓練もなされた。農村教育は教育資源を有効に発揮させ、計画的に実行している。

ウ 高等教育の教学改革の強化に取り込む。市場経済のニーズに合う人材育成を目的した。応用科学・科学技術・新興周辺実践学科など専門学科を増設すること。必修科目の比重を縮小し、選択科目を増やし、教育方法を改革し、学生の能力養成に力点を置くこと。または道徳教育を改善し、「大学生の思想教養」「職業道徳」「人生哲学」「基礎法律」などの選択科目を増やし、社会実践的な活動も結合しながら改革を進めている<sup>(19)</sup>。

学校教育改革により、全土の受験戦争を巻き起こした。母語を尊重する実施した二言語、三言語政策の下に、結局受験のために、母語や民族学校を放棄し、北京語、英語を中心とした漢族学校へ通うことになった。族群伝統文化の伝承に影響した源となったことが判明した。カリキュラム・アプローチは伝統的な主流の文化と多民族的、世界的観点の統合を強調することよって、マイノリティ文化の処遇における公正さを失う可能性がもっていた<sup>(20)</sup>。

この改革の成果は二つがある。

- 1) 1997年の統計では全国各種学校の在校生は少数民族出身の生徒数は 1652.1万人, 建国初期に 17倍も増加した。1980年代に 73.6%, 1990年代には 28.2%の増加があった。中には民族小学生の 在校生は 1248.2万人, 建国初期より 13倍も増加した。1980年代より 65.9%, 1990年代より 16.7% も増加があった。中学生の在校生は 403.9万人, 建国初期比は 100倍の増加であり, 80年代比は 102.7%, 90年代比は 37.1%も増加した。全国中学生の総数の 6.7%である。
- 2) 1997年民族自治区の普通小学校は90704箇所,在校生は2061-8万人,建国初期に4.4倍も増加され,80年代比は21.2%,90年代比は11.3%も増加された。普通中学校は11486箇所,在校生は721.7万人,80年代比は23.8%,90年代比は23.5%も増加された。1996年末,全国30個以上の少数民族自治区は九年制(地域によって4年制,6年制)義務教育を実施された。

識字により読み書き珠算を身につけることよって、漢族、中心地域に住む他の族群と同様に豊かな

生活を送り、一定な支援が必要となる。識字の普及することより、手紙の代筆者が無くても、手紙を書くことに困らなくなった。市場での商売は、一個売りでなく、同時に数個売りで計算できるようになった。牧畜民の羊毛売り、乳産品売りもブローカーなしで商売が成り立っている。読むことができ、生活健康知識を知り、より良い生活ができ、そして、新聞を読むことより、外の世界のことが知ることができ、公民としての義務と権利を行使することができるようになる。

以上、各時期に各段階において、その発展段階ごとにそれぞれ異なった要素が見られる。例えば初 期段階では、族群幹部を養成すること、各族群の政治・文化・経済発展のニーズに応じるため初等教 育と成人教育(生涯教育)を徹底的実施すること、より族群全体の文化レベルを高めること、族群の 各教育段階においての教員養成問題を積極的に解決すること、などが重点である。60,70年代にな ると、文化大革命の教育破壊時期にあたり族群教育の発展は阳害され、族群は被害者になり、政府は 教育への支援も不可能であった。70年代末期にあたって、政府はあらゆる方面で族群教育政策を打 開しようとした。すなわち、中国の族群教育政策、これまでの教育課程、予算、決算、教師および学 生処遇において、大きなルールの変化が見られた。族群の非識字者から正規小学生への扶助、学費免 除と生活費支援の優遇政策によって、漢族との格差を縮め、より具体的には、族群の平等を実現しよ うとした。行政側は伝統的な宗教教育から学齢期の子どもに近代的な教育を受けようと説得する。つ まり、少数民族のチベット族などには、「有子便入寺」(男の子ができたら、お寺に入る伝統)があり、 学校側がよくお寺と学生確保の面で衝突が起きた。課程の面では二言語から多元文化へ独自な教育課 程を形成しようとしている。教師については、待遇の改善、研修などより教師チームとしてのありか たを求めている。学生政策は少数族群学生の教育を受ける権利を保障しようとしている。さらに、こ のようなことは、族群教育予算の増大、言語政策教学と多元文化課程政策の維持、宗教と族群教育と の分離原則を保つことはその理論実践基礎であり、または族群教育政策の理論実践根拠でもある。

### 終わりに

中国における新教育確立期の族群教育政策に関する考察をしてきた。族群問題に対して、中央政府が出した政策の実施状況について検討した。族群教育政策自身の性質から普遍性、特殊性政策などと分けられている。漢族を除いて、55の族群に対して、政府があらゆる方面で優遇政策を実施することが分かった。族群政策を実施しているうちにメリットとデメリットがあることが判明した。すなわち、国民を統合のための総合的な教育政策は妥当性が欠けていることが言える。

本論文ではまず族群教育の改善は族群問題を解決する一つの方法であると改めていっておきたい。 1では初期段階では歴史的・地理的要因により、多民族国家としての中国には、もとより地域ごと に経済発展の不均衡状況があり、格差が著しい問題点を解消するために、国家最高行政機構国務院と 政務院、財政部で族群問題に対応して族群政策を実施したことが分かった。族群教育は漢民族以外の 55の族群全員を対象に実施する教育であり、また、政府は族群教育の発展は族群人口の素質面、族 群地区の経済文化の発展、族群団結において重要な役割が果たしている理解できる。 2では族群問題にめぐって、歴史の各段階に、族群教育の発展は特色と重点があるため、基本方針と主要任務も違うことが分かった。初期段階においては、族群幹部を養成すること、各族群の政治・文化・経済発展のニーズに応じるため非正規や正規な教育活動を実施したこと。幹部養成するための民族予科班は一部のエリート層を養成することに過ぎないではないかと考えられた。70年代末期改革開放以来政府はあらゆる方面で族群教育政策を実施された。族群教育政策の歴史でその政策の面で一定の変化ルールが見つけた。非識字者への支援教育から、政府側は優遇政策より、漢族との格差を縮め、管理体制は伝統的な宗教教育から現代的な教育へ転換する体系となり、課程の面では多元文化へ中国の独自な教育課程も形成されつつであることがわかった。しかし、二言語・三言語政策も北京語を中心とした教育であり、族群の伝統文化が失われつつあることから検証すると、政府の総合的な族群教育政策は妥当ではないと認識した。

論文全体は族群問題を解決の鍵となる族群教育政策を巡って展開してきた。政府が打ち出した政策,教育改革案から、建国当時は非識字者への文化学習支援より、社会教育の展開教科内容をメインと考察してきた。識字・書字・珠算または筆算・科学知識・衛生知識ある程度の識字率が上がった上で、労働者、農民を主体とするが国民に特殊性のある民族予科班、学院、さらに優遇政策の実施中、言語教育政策や三言語教育政策、「族群予備校」政策などのエンパワーメントの結果であると分かった。50年代の中国の社会教育(平民教育)の展開は高等教育へまい進するの「天梯」でも言える役割が果たされたという。この政策は新教育を確立する時期である国民を統合するための族群教育政策と見られた。民族語を尊重して十分に発展できること、改革により認められたことから族群教育の可能性について論じた。

建国当時の指導者は工農知識階級でありこれも当時の中国の高等教育拡大において、不定型・非定型の高等教育システムが「救済的」・「機会拡張の代替的」であるという特徴につけられていると考えられる。奥地に非識字者・半識字者の人数を減らすことは政府側重要な任務となり、完全に一掃することは21世紀に大きな課題である。政府はその問題に対応する族群教育政策の問題点如何に族群の社会教育と学校教育と連携すること、またこの論文の十分でないところを、次の課題とする。

注(1) 大原信一『中国の識字運動』東方書店 1997年9月 p3。

- (2) 費孝通(現代中国民族学は権威)「関於中国民族的自覚」(中国社会科学第一巻, 一号) 1979 年 3 月 pp94-107。
- (3) 範文澜「関於中国民族的対立和同化的問題」(中国社会科学第一卷, 一号) 1979年3月 pp71-93。
- (4) 朝倉征夫『産業革新下の庶民教育』 酒井書店 1999年3月 pp278-283。
- (5) 毛里和子『周縁からの中国―民族問題と国家』東京大学出版会, 1998年。
- (6) 民族識別工作ご実施する際に、少数民族の数は400個以上であった。
- (7) 明,清では西南少数民族の世襲制官僚を廃止して、朝廷から官吏を派遣し、内地同様の州県制による当地に切り替え政策である。
- (8) 西北地区は陝西、甘粛、寧夏、青海、新疆三県二区
- (9) 陸大道,劉毅等編著『中国地域発展報告 2000』商務印書館 2001年。

- (10) 王燦著 章輝夫訳『中国の民族』 五洲出版社 2004年10月 pp31-33。
- (11) 国務院各部(日本の省クラス)の行政単位,局。
- (12) 「2008年全国教育事業発展統計報告(内部報告)」北京 2009年3月。
- (13) 陶行知·朱経農等著『平民千字課』商務印書館印行 中華平民教育促進会出版 1923年。
- (14) ピンインで非識字者をなくすこと。
- (15) 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社発行 1999年9月 初版第一刷発行 pp318-320。
- (16) 第 11 回 3 中全会の全称は、「中国共産党第 11 回全国代表大会第三次中央全体会議」中国共産党の会議である。主な会議内容は党の報告をすることと党の中央リーダーを選出することである。1978 年 12 月 18 日。
- (17) 1978年,全国科学大会で,鄧小平氏は「知識人に対する問題」について全面的な発言をした。特に「文革」中,知識人を「反対分子」の「左」の錯誤と再認識し,「知識人が庶民階級の一部である」と結論を改めて出した。
- (18) 1991年-1995年。
- (19) 小島麗逸·鄭新培編著『中国教育の発展と矛盾』お茶の水書房 2001年7月 pp41-50。
- (20) 前掲, 朝倉征夫 p398。